

平成15年8月27日決定

平成16年6月9日改定

平成18年6月14日改定

独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議

## 独立行政法人水資源機構の業務実績評価に関する評価基準について

評価基準の決定にあたっては、

1. 水資源機構法第四十二条第三項により、各事業年度に係る業務実績に対する評価、中期目標に係る業務実績の評価は国土交通省評価委員会が行い、その際、厚生労働、農林水産、経済産業の各省評価委員会から意見を聴取することとなる。
2. 国土交通省所管の全ての独立行政法人の評価に当たり、国土交通省独立行政法人評価委員会が策定した以下の評価基準を適用していることから、水資源機構についても統一的に当該評価基準を適用することとする。

### 各事業年度の業務実績に対する評価基準

#### (1) 業務運営評価に係る判断基準

##### ① 個別項目ごとの認定

- 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階とする。

<p>5点 : 中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>4点 : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>3点 : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>2点 : 中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>1点 : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。</p>
--

- その際、当該年度の実績値を単に形式的にみて認定するのではなく、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を実質的に検討することとする。

- 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。
- なお、法人の主要な業務の実施状況の評価については、法人の自己評価結果などを活用しうるものとし、関係項目で、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況の評価する。

## ②業務運営評価における実施状況全体に係る判断

業務運営評価の個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について以下のとおり判断することを原則とする。但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で、これを行うことができる。

- (各項目の合計点数)／(項目数に3を乗じた数)が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
- (各項目の合計点数)／(項目数に3を乗じた数)が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
- (各項目の合計点数)／(項目数に3を乗じた数)が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
- (各項目の合計点数)／(項目数に3を乗じた数)が80%未満である場合には、「要努力」とする。

## (2)総合評価

法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価する。

なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。